

【記載例2】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、令和3年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和3年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 10,000,000円
 - ・ 「所得金額」 7,500,000円
- 2 「不動産所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 17,000,000円
 - ・ 「所得金額」 10,000,000円
- 3 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,100,000円
- 4 給与所得に係る「源泉徴収税額」 76,000円（年末調整済）
- 5 「繰越損失額」 Δ 12,450,000円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って売買契約書等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

（単位は円）		種類	青色	黒字	損失	修正	特長の表示	特票	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯
収入金額等	事業等	7									
	業 農業	7									
	不動産	4			17000000						
	利 子	5									
	配 当	6									
	給 与	7			8000000						
	公的年金等	8									
	雑 務	9									
	その他	10									
	総合譲渡	11									
所得金額等	事業等	1									
	業 農業	2									
	不動産	3			10000000						
	利 子	4									
	配 当	5									
	給 与	6			6100000						
	公的年金等	7									
	雑 務	8									
	その他	9									
	①から⑨までの計	10									
総合譲渡・一時	11										
合 計	12			11150000							
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13									
	小規模企業共済等掛金控除	14									
	生命保険料控除	15									
	地震保険料控除	16									
	寡婦・ひとり親控除	17			0000						
	勤労学生・障害者控除	18			0000						
	配偶者控除	19			0000						
	扶養控除	20			0000						
	基礎控除	21			0000						
	⑬から⑳までの計	25			2590000						
雑損控除	26										
医療費控除	27										
寄附金控除	28										
合 計	29			2590000							
税金	課税される所得金額	30									000
	上の⑳に対する税額又は第三表の㉑	31									1332800
	配当控除	32									
	雑損控除	33									
	政治等寄附金等特別控除	34									200000
	住宅耐震改修特別控除等	35									
	差引所得税額	41									1132800
	災害減免額	42									
	再差引所得税額	43									1132800
	復興特別所得税額	44									23788
所得税及び復興特別所得税の額	45									1156588	
外国税額控除等	46										
源泉徴収税額	48									76000	
申告納税額	49									1080500	
予定納税額	50										
第3期分納める税金	51									1080500	
還付される税金	52									Δ	
その他	公的年金等以外の合計所得金額	53									
	配偶者の合計所得金額	54									
	専従者給与（控除）額の合計額	55									
	青色申告特別控除額	56									
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	57									
	未納付の源泉徴収税額	58									
	本年で差引く繰越損失額	59									12450000
	平均課税対象金額	60									

⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じである場合は、⑬欄から⑳欄の記載を省略することができます。

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

（記載に当たっての留意事項）

申告書第一表の「所得金額等・合計」⑫欄は、まず、「措法41の5による繰越損失額」（ Δ 12,450,000円）を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」（7,500,000円）から差し引き、次に、その引き切れない金額（ Δ 4,950,000円）を、①から⑥欄、⑩欄及び⑪欄の合計額（16,100,000円）から差し引いた残額（11,150,000円）を記載します。

《第三表》

屋号 氏名	コクゼイ ジロウ 国 税 二 郎	所法 所法 所法	措法 措法 措法	農法 農法 農法	の の の	の の の	の の の	の の の	
(単位は円)									
収入金額	短期譲渡	一般分 ㉔							
		軽減分 ㉕							
	長期譲渡	一般分 ㉖	1	0	0	0	0	0	0
		特定分 ㉗							
		軽減分 ㉘							
	税	一般株式等の譲渡 ㉙							
		上場株式等の譲渡 ㉚							
		上場株式等の配当等 ㉛							
		先物取引 ㉜							
		山林 ㉝							
	退職 ㉞								
所得金額	短期譲渡	一般分 ㉟							
		軽減分 ㊱							
	長期譲渡	一般分 ㊲							0
		特定分 ㊳							
		軽減分 ㊴							
	税	一般株式等の譲渡 ㊵							
		上場株式等の譲渡 ㊶							
		上場株式等の配当等 ㊷							
		先物取引 ㊸							
		山林 ㊹							
	退職 ㊺								
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書B第一表の㉑)	㊻	1	1	5	0	0	0	0
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の㉒)	㊼	2	5	9	0	0	0	0
	㊽ 対応分 ㊾	㊿	8	5	6	0	0	0	0
	㋀ 対応分 ㋁	㋂							0
	㋃ 対応分 ㋄	㋅							0
	㋆ 対応分 ㋇	㋈							0
	㋉ 対応分 ㋊	㋋							0
	㋌ 対応分 ㋍	㋎							0
	㋏ 対応分 ㋐	㋑							0
	㋒ 対応分 ㋓	㋔							0
税金の計算	㊽ 対応分 ㊾	㊿							1
	㋀ 対応分 ㋁	㋂							3
	㋃ 対応分 ㋄	㋅							3
	㋆ 対応分 ㋇	㋈							2
	㋉ 対応分 ㋊	㋋							8
	㋌ 対応分 ㋍	㋎							0
	㋏ 対応分 ㋐	㋑							0
	㋒ 対応分 ㋓	㋔							0
	㋕ 対応分 ㋖	㋗							0
	㋘ 対応分 ㋙	㋚							0
㊽から㊿までの合計 (申告書B第一表の㉓に転記)		㊿	1	3	3	2	8	0	0
その他	株式等 配当 先物取引	本年分の㉗から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額 ㉘	㉙						
		本年分の㉚から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額 ㉛	㉜						
		本年分の㉞から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額 ㉟	㊱						
		本年分の㊲から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額 ㊳	㊴						
		本年分の㊴から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額 ㊵	㊶						
		本年分の㊶から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額 ㊷	㊸						
○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項									
区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額					
長期一般	〇〇市××町 11-11-9	2,500,000	(7,500,000)						
差引金額の合計額		㉟	7,500,000						
特別控除額の合計額		㊱							
○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項									
上場株式等の譲渡所得等の 源泉徴収税額の合計額		㊲							
○ 退職所得に関する事項									
収入金額		退職所得控除額							
円		円							
整理欄	A	B	C	申告等年月日					
	D	E	F	通算					
取得期間				特例期間					
資産				申告区分					

和二年分以降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法41の5による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0円)を記載します。